

# 中華通史

(十)

(本訂修)

著／平致陳



黎文明化事業公司

陳致平著

中華通史

第 七 篇  
近古史(下)  
明 史 後編

黎明文化事業公司印行



592.2 (25-203) 圖書目錄：610001.10(77)

---

## 中華通史（修訂版）第十冊

---

著作者：陳致平  
出版者：黎明文化事業股份有限公司  
地 址：臺北市信義路一段三號十樓・電話/3952508  
行政院新聞局出版事業登記臺業字第一八五號  
總發行所：臺北市北安路八〇七號・電話/5007114  
門市部：臺北市重慶南路一段四十九號・電話/3817230  
臺中市市府路三十九號・電話/2201736  
高雄市五福四路九十五號・電話/5210416  
花蓮市忠孝街六十之一號五樓・電話/337310  
郵政劃撥：0018061-5號  
印刷者：永裕印刷廠  
地 址：臺北市西昌街一六八號  
出 版：中華民國六十三年四月初版  
中華民國七十年九月三版  
中華民國七十七年十月修訂一版  
定 價：精裝新臺幣叁佰玖拾元  
平裝新臺幣叁佰伍拾元

---

■如有缺頁、倒裝，請寄回換書■

---

版權所有・翻印必究

本書承蒙

中華民國中山學術文化基金董事會獎助



明 景 泰 藍 香 爐

明萬曆年間景德鎮窯製五彩花瓶



# 中華通史第七編 近古史（下）目錄

## ——明史後篇——

### 彩色插圖：

明景泰藍香爐.....一

明萬曆年景德鎮窯製五彩花瓶.....一

第四章 明代的政治制度 .....

#### 第一節 官制.....

一、中央官制（中央行政制度）.....三

#### 附 .....

中央官制簡表.....三

明代中央行政系統簡表.....二

(+) 明代中央官制的特徵暨諸官職掌.....三

(甲) 南北兩京雙軌制的中央政府	一三
(乙) 內閣	一三
(丙) 三公	一三
(丁) 六部	一四
(戊) 諸寺監	一五
(己) 宗人府	一五
(庚) 都察院與總督巡撫	一五
附	：

## 明代所置之重要總督巡撫表 ······ ······ ······ ······ ······ ······

(辛) 六科給書中	一六
(壬) 諸司	一〇
(癸) 內侍省	一〇
(乙) 文武散官與勳官	一〇
(甲) 文散官四十四階表	一一
(乙) 武散官二十六階表	一一
(丙) 文勳官十階表	一三
附	一四

(丁) 武勳官十二階表	一四
(三) 封爵	一五
(甲) 親王與郡王	一六
(乙) 功臣與外戚封爵	一六
(四) 考核、序遷、封誥與蔭贈	一七
(甲) 考核	一七
(乙) 序遷	一七
(丙) 封誥與蔭贈	一八
(五) 傷祿	一八
(甲) 親王與勳戚	一九
(乙) 百官傷祿	一九
二、地方官制（地方行政制度）	二〇
明代地方行政區劃系統簡表	二〇
明代地方行政性質系統簡表	二一
(一) 省、府、縣三級制	二一
(二) 南北兩直線	二一

(三)十三布政使司(省)	三一
四府、州、縣	三三
(五)土司	三四
附	：

地方官制簡表

第二節 兵制	三五
一、編制	三七
(一)基層編制——衛所	三七
(二)編制類別	三八
(三)京師駐軍	四〇
(甲)北京上直衛親軍	四〇
(1)洪武時所置十二衛	四〇
(2)永樂時所增十衛	四〇
(3)宣德時所增四衛	四〇
(乙)南京上直衛親軍	四一
(丙)北京留守諸衛	四一

(丁) 南京留守諸衛	四三
(戊) 京營	四四
四 地方衛所	四六
(甲) 腹內衛所兵	四六
(1) 隸於京師左軍都督府者	四六
(2) 隸於京師右軍都督府者	四六
(3) 隸於京師中軍都督府者	四七
(4) 隸於京師前軍都督府者	四八
(5) 隸於京師後軍都督府者	四九
(乙) 邊疆羈縻衛	四九
(五) 海防與江防軍	五〇
(甲) 海防軍	五〇
(乙) 江防軍	五一
(六) 民壯、鄉兵、與土兵	五一
二、役政	五二
(一) 三種兵役與軍民分籍	五二

(一) 諸級軍官之統轄與職司	五三
(甲) 衛指揮使	五三
(乙) 都指揮使	五四
(丙) 中央五軍都督府	五四
三、作戰與鎮守	五四
(一) 統兵官	五四
(二) 軍隊的調發	五四
(三) 更戍	五五
四、教練、功賞、與武備	五六
(一) 教練	五六
(二) 功賞	五六
(三) 武備	五七
第三節 法制	五八
一、法典	五八
(一) 最初的大明律令	五八
(二) 洪武七年頒布的大明律	五八

(三)洪武九年修訂的大明律	五八
(四)明太祖的大誥	五九
(五)大明律定本	六〇
(六)大明律誥	六一
(七)最後明律的定案	六一
 二、刑法	
(一)五刑	六一
(二)充軍與凌遲	六一
(三)十惡	六一
(四)贖罪	六一
(五)贖刑	六一
(六)廷杖與廠衛中之非刑	六一
 三、法官	
(一)中央司法機構	六三
(甲)三法司	六三
(1)刑部	六四

(2) 大理寺	六四
(3) 都察院	六五
(乙) 廢衛	六五
(乙) 地方司法機構	六五
(甲) 省級之提刑按察使司	六五
(乙) 京畿司法官	六五
(丙) 一般府、州、縣司法官	六六
(丁) 鄉村司法	六六
(三) 一般訴訟程序	六六
附	六六
：	六六
明代司法機構系統簡表	六七
附註釋	六七
第四節 教育	六八
一、中央學校	六八
(1) 國子監	六八
(甲) 南北兩監	六八

(乙) 國子監的組織	六八
(丙) 國子監的教學	六八
(丁) 國子監生所受之待遇	六九
(戊) 六堂三等	六九
(己) 明太祖之重視國子學	七〇
(庚) 入學資格	七〇
(辛) 國子監學的盛衰	七一
二、地方學校	
(甲) 府州縣衛學	七一
(乙) 學校一般規制	七一
(丙) 生員類別	七三
(丁) 教學課程	七三
(戊) 考試	七三
(己) 生員出路	七三

(庚) 學風.....	七三
(乙) 宗學.....	七四
(丙) 社學.....	七四
(四) 書院.....	七五
第五節 選舉.....	七五
一、學校.....	七六
二、薦舉.....	七六
三、吏員.....	七八
四、科舉.....	七八
(丁) 文舉.....	七九
(乙) 武舉.....	八一
第六節 賦稅與幣別.....	八一
賦役.....	八二
(一) 明初的賦役制度.....	八二
(甲) 官田與民田.....	八二
(乙) 黃冊與魚鱗冊.....	八四

附圖：

洪武時御頒攢造黃冊格式規制……………八八

洪武時魚鱗冊二幅（總圖與分圖式樣）……………八九

（丙）田賦……………九二

（1）夏稅與秋糧……………九二

（2）徵收率……………九二

（丁）役法……………九三

（乙）明代中葉後的一條鞭法……………九三

（丙）明代晚葉的遞增田賦……………九四

二、官賣制度……………九五

（甲）鹽的官賣……………九五

（乙）茶的官賣……………九七

（丙）礦冶……………九八

三、一般稅捐……………一〇〇

（甲）商稅……………一〇〇

（乙）關稅……………一〇〇